

## 第8期 第14回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年9月10日(火) 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員 (17人)
4. 欠席委員 (2人)
5. 議事録署名人の指名について (2人)
6. 議案審議 (10件)
  - 議案第44号 農地法第3条の許可申請について (7件)
  - 議案第45号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (2件)
  - 議案第46号 農地法第5条第1項の許可申請について (1件)
7. 農業委員会事務局職員 (4人)

## 8. 会議の概要

### ○事務局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中17名です。8番 ○○ 委員、14番 ○○ 委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。なお、傍聴者はございません。それでは○○会長お願いします。

### ○議長（会長）

皆さん、おはようございます。

農繁期で大変忙しい中、総会に出席していただきありがとうございます。9月になっても暑い日が続いており、非常に取り入れには苦勞されているのではないかと思います。今回の議案は10件となっておりますが、8番目の案件については申請書類に不備があったため、取下げとなっておりますので、9件となっております。慎重に審議していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

それでは只今から第14回農業委員会を開会いたします。

本日の議事録署名人ですが、1番 ○○ 委員さん、2番 ○○ 委員さん、よろしくお願いします。

議案審議に入っていきます。今回の議案は9件です。まず、議案第44号農地法第3条の許可申請について、7件を議題といたします。1番目の案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

### ○事務局

議案第44号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。

1番 貸付人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。借受人 東温市○○番地○ ○ ○ ○ ○。土地は、○○番○、田、163㎡。同所同字○○番○、田、275㎡。同所同字○○番○、田、668㎡。計3筆合計面積1,106㎡です。権利内容は、賃借権設定1年です。作付作物はそば、クローバー、ジャガイモです。主な農機具の保有状況は、農業に必要な農機具については委託者から貸借されるということです。労働力は、常時5人です。耕作面積は10,340㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項1号から6号までいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

### ○議長（会長）

この件につきましては、地元は○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

### ○委員 ○○委員

説明いたします。地図4ページをご覧ください。申請地の東側を前回の農業委員会で説明させていただきましたが、〇〇が赤そばやクローバーを作付けするとのことで申請があり、ご審議いただきましたが、今回は申請地にジャガイモを作付けしたいとのことから申請が上がってまいりました。当該地は耕作放棄地になりかけておりまして、所有者も耕作していなかったため、貸借で話がまとまり耕作放棄地の解消につながったと感じております。以上です。

○議長（会長）

それでは皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、1,686㎡です。権利内容は、売買です。作付作物は水稻、麦、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、耕うん機です。労働力は、本人、妻、子の常時3人です。耕作面積は22,304.92㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項1号から6号までいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元は〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明いたします。二人の間の売買は一年前にもありまして、譲渡人は元々〇〇にお住いでしたが、市外に転出してしまい財産をすべて処分したいとのことで譲受人と話がまとまったとのことです。特に問題ないと思われまして、よろしく審議をお願いします。

○議長（会長）

それでは皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

譲受人は80歳と高齢ではありますが、農業に支障はないのでしょうか。

○委員 〇〇委員

年齢が高齢ではありますが、本人も元気で農業に従事しておりますし、息子がおられまだ仕事に勤めておりますが、一緒に農業を行っているため問題ないと思います。

○議長（会長）

ほかに何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

3番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、108㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は野菜、果樹です。主な農機具の保有状況は、耕うん機、草刈機です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は678㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項1号から6号までいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図6ページをご覧ください。場所は〇〇のところに申請地がございます。譲受人の〇〇さんは〇〇の西側に畑を所有されておられまして、現地を確認したのですが、きちんと栽培されておられました。〇〇さんの奥さんと〇〇さんの義母が昔からの知り合いで、〇〇さんから土地を購入してくれないかとの話があり、売買で話がまとまったとのことです。申請地は柿やみかんを植えておられました。〇〇さんは夫婦ともに農業に熱心ですし、周辺に与える影響もないことから特に問題ないと思われまます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありました。皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

4番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、866㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、耕うん機です。労働力は、本人常時1人です。耕作面積は6,587㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項1号から6号までいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図7ページをご覧ください。場所は〇〇の前にあります。〇〇さんと〇〇さんは10年、20年も前から、〇〇さんが耕作するのを〇〇さんが手伝っておりました。〇〇さんは後継者がいないため、今のうちに農地を処分したいとのことから、〇〇さんに相談し売買で話がまとまったとのことです。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、5番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

5番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、644.57㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は小作地解放（耕作人に贈与）です。作付作物は水稻、しきびです。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は14,745.42㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項1号から6号までいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

いします。

○委員 ○○委員

説明します。申請地はシキミが植えておられます。二人の関係は兄弟で○○さんのお兄さんが○○さんです。○○さんは高齢で市外在住であるため、財産の整理をしている中で、申請地は○○さんが長年耕作されていたため、名義を○○さんにしたいとのことで申請があがってまいりました。以前から耕作されておられますので、特に問題ないと思われまます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、6番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

6番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、304㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稲、麦です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機、動力噴霧器です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は21,213㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項1号から6号までいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いいたします。

○委員 ○○委員

説明します。地図9ページをご覧ください。譲渡人の○○さんが高齢であるため、隣で耕作されておられる○○さんに購入してほしいと相談したところ、○○さんも耕作地を拡大したいとの意向であったため、売買で話がまとまったとのことです。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

全員挙手で、承認いたします。続きまして、7番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

7番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、474㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稲です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバインです。労働力は、本人の常時1人です。耕作面積は7,375㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項1号から6号までいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図10ページをご覧ください。場所は〇〇の北側になります。譲渡人の〇〇さんは今後農業をおこなう予定はないことから、近くで耕作しておられる〇〇さんに相談し売買で話がまとまったとのこと。申請地の東側に〇〇さんのご実家がございまして、営農上も支障がないとのこと、特に問題ないと思われれます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

( 意見 ・ 質問 なし )

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第45号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。8番目の案件につきましては書類に不備が見つかったため、次回以降の審議になります。9番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

8番につきましては再々会長からお話いただいているとおり、書類に不備が見つかりまして、来月以降にお諮りしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議案第45号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明します。

用途区分変更の案件になります。

9番 所有者、申出者共に 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇の一部、田、786㎡の内135㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は農用地区域内農地。転用目的は農業用施設用地で農業用倉庫です。開発許可は不要で、転用許可も不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図12ページをご覧ください。申請地は現在コンテナの中に農機具を入れている状態です。機械が増えてトラクターを保管する場所が必要となったことから、農業用倉庫を建築するとのことで申請があがってまいりました。ご自身の農地ですので特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思ひます。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思ひます。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第46号農地法第5条第1項の許可申請についてを議題といたします。10番目の案件について、事務局より説明願ひます。

○事務局

議案第46号 農地法第5条第1項の許可申請書についてご説明します。

10番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇番地〇〇 〇〇さん、〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、122㎡。同所同字〇〇番〇、田、43㎡。計2筆で合計面積は165㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は露天駐車場で、当該農地の隣接地にご夫婦で分家住宅を建築中のございます。手狭でありますので、自家用車の駐車場を確保したいとのことです。権利内容は使用貸借権設定です。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明いたします。地図13ページをご覧ください。〇〇から南に入ったところに申請地がございます。譲受人の〇〇さんは譲渡人の〇〇さんの娘になりまして、現在家を建築中です。車を3台から4台おける駐車場を作りたいとのことで、申請があがってまいりました。特に問題ないと思われまます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、9件、これで全て終了しました。

次回の農業委員会は令和6年10月4日となっております。

以上で第14回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。